

2009年2月12日

株式会社ベストブライダル 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階 TEL075-211-5920 FAX075-251-1003

## 申入書

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。当NPO法人は、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、結婚式・披露宴会場利用に関する共通約款に関し、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入書に対して、本書到達後1ヶ月以内に文書で貴団体のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

### 第1 申入れの趣旨

1. 貴社の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」のうち、第7条で定められた取消料規定の①及び③から⑥には、消費者契約法9条1号により無効となるべき部分があると考えられるので改善を求める。
2. 貴社は、平成21年春までを目途に、キャンセル料の規定の相当性について検討をしているとのことであるので、平成21年春までに貴社と当団体との間でキャンセル料に関する意見交換の機会を設けていただきたい。

### 第2 申入れの理由

1. 貴社の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」第7条①は申込日より結婚式等実施当日の121日前までの取消料が、申込金の全額である10万円及び販売価格と定められています。121日以前の申込日及び取消日に制限がないため、取消日が結婚式等実施当日の1年前、2年前であっても第7条①に定められた取消料が適用されます。

しかしながら、雑誌等の記事を見ても、一般的な挙式の検討は1年より短い期間で検討されています。1年より前に取消をされた場合には、当初より契約がなかったと同じと考えられ、改めて勧誘することによってカバーできるものと考えられます。東京地判平成17年9月9日判例時報1948号98頁も1年以上前の解約金条項につき、無効と判示しています。少なくとも、結婚式等実施当日1年以上前に取り消された場合にも取消料を課す条項は消費者契約法9条1項により無効と考えられます。

第7条①は、無効の部分を含む条項です。

2. 貴社の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」第7条③④⑤は、結婚式等実施当日の90日前から31日前まで、30日前から10日前まで、9日前から5日前までを区分して、それぞれ申込金の全額、販売価格の全額のほか、邸宅プロデュース料、基本料金、ウエディングケーキ代金・別紙お見積書に記載されている料理・飲物の合計金額等の、実際には提供されていない部分の30%ないし50%を取消料として定めています。この実際には提供されていない部分の30%ないし50%はいわゆる営業利益部分と考えられるところ、貴社の営業利益率によっては、取消料が平均的損害を超えるものとなる可能性があると考えられます。

第7条③④⑤は消費者契約法9条1項により無効となる部分を含む可能性のある条項です。

3. 貴社の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」第7条⑥は、結婚式等実施当日4日前から当日までに取り消された場合の取消料を、申込金の全額、邸宅プロデュース料全額、ウエディングケーキ代金・別紙お見積書に記載されている料理・飲物の合計金額に最終確定人員を乗じた金額及び販売価格と定めています。この取消料は、実際に結婚式・披露宴を実施した金額に見合うものです。しかしながら、当日の取消ならいざ知らず、少なくとも3日前、4日前の取消であれば、実際に結婚式・披露宴を実施した金額全体が貴社の損害となるとは考えられないところです。第7条⑥は、貴社の平均的損害を超える取消料を含む規定と考えられます。

第7条⑥は消費者契約法9条1項により無効の部分を含む条項です。

4. 以上のおり、貴社の「結婚式・披露宴会場ご利用に関する共通約款」第7条には、消費者契約法9条1号により無効となるべき部分があると考えられるので改善を求めるものですが、当法人においても結婚式・披露宴会場の運営の実情について十分に理解していない部分があるかもしれません。当法人としても、この機会に結婚式・披露宴会場の運営の実情について認識を深めたいと考えています。貴社は、平成21年春までを目途に、キャンセル料の規定の相当性について検討をしているとのことでありますので、近い機会に貴社と当団体との間で結婚式・披露宴会場の運営の実情を踏まえた、キャンセル料に関する意見交換の機会を設けていただくことを申し入れするものです。

以 上